

まえがき

本書は、二〇一五年一二月五日に在日コリアン弁護士協会が開催したシンポジウム「人種差別撲滅のために～ヘイトスピーチはどこまで規制できるか」の記録である。

「ヘイトスピーチが社会問題となって数年以上、法律家は何らの処方箋も示さず、延々と議論のみ続けてきている。そこには、マジョリティであることからくる想像力の限界、もしくは余裕のようなものがあるのではないだろうか」

「マイノリティはこの状況に疲れ果てている。加害者らに対しても疲れ果ててではなく、むしろ味方だと思っていた人権派の人々を説得するのに疲れ果てている」

これは、青年法律家協会弁護士学者合同部会の機関誌に掲載された和田義之弁護士の論稿からの抜粋である。これほど当時の空気を的確に表現した文書を私は知らない。

ヘイトスピーチが被害者にどれほどの苦しみを与えるものであるか。新大久保や鶴橋のヘイトデモが日本各地に拡大していくたときにも、多くの弁護士や学者は、その被害の苛烈さを正確に理解しようとという意欲を見せなかつた。「あんなものは気にするな、無視すればいいんだ」、「いいたい人にはいわせときなよ」。そんな言葉を社会的強者が平然と口にしていた。ヘイトスピーチの標的は、日常的に虐げられている社会的弱者であるとの事実をマジョリティは看過し続けた。

人種差別撤廃基本法を求める議員連盟が、参議院法務委員会に「人種等を理由とする差別の撤廃の

ための施策の推進に関する法律案」（人種差別撤廃施策推進法案）を提出し、人種差別の撤廃・禁止を明示する国内法案が初めて国会で議論される一方で、多くの弁護士や学者の関心は、ヘイトスピーチの根絶に向くまでにはいたつていなかつた。これが二〇一五年当時の実情であつた。

私たち在日コリアン弁護士協会（略称・LAZAK）は、法律の専門家という面とヘイトスピーチの被害当事者という二つの面を有した団体である。法律実務の知識と経験を有する集団として論理の破たんはもちろん、議論の混乱や迷走は絶対に避けなければならない。そのためにシンポジウムの企画会議では、徹底した会内討論を行なつた。パネルディスカッションで提示した「六分類」（一三三頁、一三九頁、一四七頁に掲載）は、類似のものはない当会独自のものであり、精緻な議論に耐えうるものであると自負している。

そして、多くの被害者が、差別煽動に圧倒されて沈黙せざるをえない現実のなか、在日コリアンであることを隠すことなく日本社会で生きることができてゐる私たち弁護士が声を上げることは、極めて重要なことだ。私たちはその影響力を過小評価はしない。

「朝鮮人を殺せ」と路上で叫ぶ人間は、日本人全体から見ればごくわずかといえるであろう。多くの人は過激なヘイトデモを嫌悪する。しかし、私たちがこの社会に怯え、ときに绝望的になるのは、ヘイトスピーチを行なう人間の存在そのものではない。恐ろしいのは、ヘイトスピーチを行なう人間に共感をおぼえる人びとがこの社会で少数とは思えないことだ。ときに穏やかな笑顔で排除の言葉を口にする日本人たち。差別の煽動は、この国で連綿と行なわれてきたことではあるが、マジョリティが

みずから差別を直視することはなかつた。ヘイトスピーチには「ひどいね」と否定する人びとが、自分が加わつてゐる目の前の差別は見ようとしない、見えないという現実が存在する。

ヘイトスピーチの問題は、近年になつてにわかに生じたものではない。歴史的なものであり、現代の政府や日本社会全般が抱えるレイシズム、東アジアの近現代史のなかで形成されてきたレイシズムという観点を欠いて理解できるものではないことを板垣竜太さんに語つていただいた。

また、ヘイトスピーチのない社会の実現は、憲法が求めているものであることを明らかにするために、明晰な知性と寛大で深い思いやりを備えた憲法学者の木村草太さんと議論することにした。

そうした試みが成功したシンポジウムであつたと確信している。

本年（二〇一六年）五月二十四日、「ヘイトスピーチ解消法」が成立した。ヘイトスピーチに抗する人びとの行動が国会議員を動かしたことは大いに評価したい。法成立に尽力した議員には敬意を表したい。

ただ、この法律は、ヘイトスピーチに限定したものである。ヘイトスピーチにとどまらず、レイシズム、人種差別全般に対して、当シンポで議論した内容——何を基準とし、どこまで、どう規制するか、日本社会としてどう対処するのかといった議論は、むしろ今後さらに活発に行なわれていくべきだろう。日本社会における人種差別の撤廃のために、本書での議論が指針となることを強く望む。